

なでしこ通信 27 号の付録

なでしこ通信第27号付録

「平成19年中採択分請願第35号処理状況の報告」の検討

水上 紘一（めざす会幹事）

1. はしがき

筆者を含む本会会員7人は一昨年12月、松山市議会に「松山市男女共同参画推進条例の運用の基本方針を明確にすることを求めることについて」と題する請願を行った。この請願に「平成19年第35号という番号が付与されている。請願の趣旨は、条例の運用からのジェンダーフリー色の除去である。松山市議会はその請願を採択した。

それに対して松山市は1年後の先般の市議会に、「処理状況の報告」を行った。この報告に対応するのは市議会であり、請願人は形の上では第三者の立場にある。とはいえ、無関心ではいられないので、「報告」に対する見解を表明しておきたい。

請願は「請願の趣旨」と11項の請願事項から成る。これに対して「報告」は個々の請願事項ごとになされておき、「請願の趣旨」にはまったく触れていない。また、総論はない。したがって、「報告」の検討はまず個別報告について行い、最後に総括する。なお、参考のために、「請願の趣旨」を第3章に再掲してある。

予備知識として、松山市議会での請願審議の経過を簡単に説明しておく。請願を審議した市民福祉委員会は2日にわたり議論を行った。また、請願人の一人を参考人として招き、説明を聴いた。参考人は「参考人の説明」と題する5ページの文書を提出し、詳細な説明を行った。また、口頭での説明は省略したが、「請願の根拠および理由などの説明（参考）」と題する4ページの文書も提出している。これらの文書にジェンダーフリーの具体的問題点や「基本計画」の問題点が指摘されている。さらに、池本俊英議員は本会議の討論において、請願の趣旨および個々の請願事項に賛成する理由を的確に述べている。

さらに、我々の検討を理解するための一助として、次章で「男女平等と男女共同参画の違い」について説明する。

2. 男女平等と男女共同参画の違い

「参考人の説明」では、「松山市の条例の運用はジェンダーフリーからフリーなのか？」という見出しの項目を設けて、松山市男女共同参画基本計画のジェンダーフリー色が鮮明に現れている記述を指摘している。その記述の箇所は、主要課題6「教育の分野における男女共同参画」重点目標14「男女平等を推進する教育・学習の充実」にあり、記述内容は「合奏・合唱の伴奏は女子がよいと児童は答えるが、それは固定的役割分担意識の現れである」というものである。この記述の前後では、男女平等を繰り返し強調し、人権教育まで持ち出している。日本はそこまで強調されるほど女の待遇が不平等な国だとはとても思えない。事実と反する教育はむしろ有害である。

また、そこには「男女平等意識の育成や男女共同参画の意識の向上が必要」との記述がある。男女平等と男女共同参画を並列させることは両者が同じではないことを示している。一方では、男女共同参画は男女平等を進めるものだという説明や宣伝も行われている。いったいどちらが本当なのだろうか。簡単に言えば、名が違うのだから、体も違うのである。同じであるかのような説明に惑わされないためにも、きちんと理解しておく必要がある。もちろん、教育で誤導することは許されない。以下で違いを説明する。

2-1 男女平等とは

男女平等の大前提は男女が違うという認識である。そもそも男女が同じなら、男女平等という言葉は存在しないはずである。一般的には、違う男女を同じに扱おうと女の方が不利あるいは過負担になるとみなされている。したがって、男女平等の基本は女に特別な配慮をすることである。生きものとしてのヒトが命を継いでいくうえで男より女を守らなければならないということも、本能的動機としてあるだろう。なぜなら、一夫一婦制のもとでの男の数は種の保存のうえでの必要数より多いので、個々の男は個々の女より重要度が低いからである。

男女の違いを前提とすれば、男女の役割分担は必ずしも否定されるべきことではない。男と男の間や女と女の間でも役割分担が行われるのが、適材適所という社会の習いであり、基本的にそれと違わない。男女の違いが前提にあるので、男女の平等は機会が開かれていることで是とされ、結果の平等を意味しない。

2-2 男女共同参画とは

男女共同参画は、男女共同参画社会基本法の制定に際して導入された新しい概念である。この基本法の制定は、日本が女子差別撤廃条約を批准したことに伴う措置であった。法律名に「女子差別撤廃」を用いなかったのは、その名称が日本の実情に合わないため法案が廃案に追い込まれることを立案者が危惧したためらしい。「男女共同参画」という名称は隠れ蓑として用いられたと言ってよい。

女子差別撤廃とは、差別を解消して女が男と同じに扱われるようにすることである。男女の違いを認めることは差別であるとして排斥される。つまり、男女の違いを解消しないと男女平等が実現しないという主張であり、本来の男女平等とは前提が違うのである。そし

て、男女平等のためには機会の平等では不十分であり、結果の平等が必要だという。こうして「数値目標」なるものが登場する。

男女共同参画は、男女パートナーシップだと宣伝されることもある。男女協力だと言うわけである。日本語ではそのように誤魔化すこともできよう。事実、大多数の国民や市民はそのように思い込まされている。しかし、違うのである。「男女共同参画」は、英語の「gender equality」の対訳であり、本来の意味は「社会的性の平等」すなわち「ジェンダー撤廃（ジェンダーフリー）」である。松山市の条例に「ジェンダー」が何箇所も出てくるのは、こういう背景があるからである。しかし政府は、男女共同参画はジェンダーフリーを目的とするものではなく、また結果の平等を保障しないとの見解を出している。すなわち、基本法が廃止されていない今は、男女共同参画は「男女パートナーシップ」として生き延びているのである。

法律名に本来の趣旨と違う「隠れ蓑」を用いたことによる矛盾は、基本法に応じて制定された松山市の推進条例にはっきりと読み取れる。条文の形式的な主語は「男女」であるが、実質的な主語は「女」なのである。また、例えば基本計画の教育の分野における重点目標15「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」は大半が「女性のエンパワーメント」に割かれている。それでも、昨年5月に松山大学で開催された関西社会学会のテーマセッションで、請願に反対した松山市議会議員が「名称の置き換えは失敗だった」と反省の発言をしていた。なぜかという点、「女性の人権保障を薄めてしまった」からである。いみじくも「男女共同参画」の真実を表現している。

3. 請願の趣旨（再掲）

男女共同参画社会基本法は平成11年6月に制定され、同年末までに2回改正されました。翌年12月に男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画の施策が本格的に推進されることになりました。この基本法の定めるところにより、地方公共団体は続々と男女共同参画推進のための条例を制定しました。松山市は平成15年7月に男女共同参画推進条例を制定し、同年12月に改正しました。

基本法には「ジェンダーフリー」という思想が巧妙に隠されていますが、多くの国会議員はそれに気づかず、また法案の作成にかかわった審議会委員や官僚に対して不信の念を持たなかったために、基本法を易々と成立させてしまいました。地方公共団体の議会においても、同様に多くの議員がむしろよいものと判断し、条例を成立させました。

基本法では隠されていたジェンダーフリーの思想が、基本計画では表に引き出され、偏向した男女共同参画の施策が行われることになりました。その施策が進み、ジェンダーフリー思想が社会に周知されるに及び、ようやく男女共同参画の正体に人々が気づき、各地で多くの批判が湧き上がってきました。

その批判を受け、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の弁明を行うとともに、平成17年12月には第2次基本計画を作成し、ジェンダーフリー色を除去した男女共同参画推進の基本方針を示しました。

昨年12月には教育基本法が改正され、続いて本年6月に学校教育法、地方教育行政法および教員免許法のいわゆる教育三法が成立しました。これらの改正法では、伝統と文化の尊重、規範意識と公共の精神の醸成、家族と家庭の重視などが掲げられています。ジェンダーフリーの思想はこれらの価値観と全く相容れません。

このように私たちを取り巻く社会の情勢は、松山市が男女共同参画推進条例を制定したころとは大きく変わっています。したがって、松山市が政府の第2次基本計画、改正教育基本法および改正教育三法の本質、さらには小児医学や脳科学等の最近の学問水準に基づき、下記の請願事項を基本方針として現行の条例を運用されるよう請願いたします。

4. 請願事項に対する個別報告の検討

報告書では、11項の請願事項に対して個別に回答しているので、以下ではそれらについて詳細に検討する。

4-1 〔請願事項1〕

日本の伝統と文化を尊重すること

（処理状況の報告）

松山市は、これまでも日本に伝承されている伝統と文化を尊重するとともに、市民が歴史や文化にふれ、その良さを見直すほか、これを次世代に継承していくためのさまざまな取り組みを行ってきました。今後もこうした取り組みを継続して参ります。

（報告の検討）

松山市男女共同参画推進条例は、第2条(2)において「ジェンダー」を「社会的又は文化的に形成された性別」とであると定義している。ここで「社会的または文化的に形成された性別」とは「伝統的な慣習、習俗という文化すなわち伝統と文化のなかの性別」と言い換えることもできる。その性別意識が不適切な男女の固定的役割分担をもたらしている場合には是正しようと努めるのが条例の目的のはずである。つまり、この条例は伝統と文化を批判的に見ることを基本に置いているのである。しかし報告では、「伝統と文化を尊重し、その良さを見直してきた」と述べている。それは条例の根本の理解を欠いているか、さもなければ条例の本質を隠蔽していると言わざるを得ない。

ジェンダーフリーは社会的・文化的性別を一切許容しないという破壊的な考え方であり、信奉者たちは文字狩りや言葉狩り、お伽話・童話狩りを行い、桃の節句や端午の節句などの伝統行事、男らしさと女らしさ、日常生活の様々な場において必要な男女の区別などでさえ差別であるとして、批判と攻撃に狂奔している。繰り返すが、条例の立場は伝統と文化を批判的に見るのが基本であるから、その運用にはジェンダーフリーに傾く危うさがつきまとう。それを防止するには、神経質なほど節度が必要である。

参考までに記すと、池本俊英議員は松山市議会本会議における討論において次のように述べている。「私達は生まれてから社会の文化的な雰囲気の中で育ち、男である、あるいは女であるという性差意識をもっております。その性差意識が男女の固定的役割分担につながり、ひいては男女の不平等をもたらすのであるから、そういう性差意識や男女の役割分担から人々を解放しないと、完全な男女平等が実現できないというのが、「ジェンダーフリー」すなわち「ジェンダーからの解放」という思想であろうかと思えます。そうすると、この思想は、発想の原点において、あらゆる性差意識、あらゆる男女の役割分担を攻撃の対象として暴走する性格を持っているように思うものであります。」

上記のように、請願では漠然と伝統と文化の尊重を求めているのではない。伝統と文化のジェンダーフリー的な破壊をしないことを求めているのである。「今後も伝統と文化の尊重を継続する」という姿勢は歓迎するが、もっと核心に触れた報告が必要である。

なお、請願が採択されてから約2ヵ月後の平成20年2月に、コムズ・フェスティバルが開催された。その際、「モモタロー・ノーリターン」というペープサート劇が演じられた。砕いて言うと、「桃から生まれた桃子ちゃん」というジェンダーフリー劇である。コムズが率先して伝統文化を嘲ったのである。これで、伝統と文化を尊重していると言えるのか。

4-2 [請願事項 2]

身体および精神における男女の特性の違いに配慮すること

(処理状況の報告)

男女共同参画に関する教育、学習を充実する中で、男女それぞれの特性に気づき、一人一人の個性や能力を尊重し、互いに認め合うことが重要と考えており、こうした視点から教育及び周知啓発に取り組んで参ります。

(報告の検討)

この請願事項では、広く社会全般における条例の運用について男女の身体的精神的特性の違いへの配慮を求めている。ところが、報告は教育に重点を置いておらずしか読めない。しかし、教育に限定した請願が後の請願事項6と8にある。また、この請願事項では「一人一人の個性や能力の尊重」にはまったく言及していない。すなわち、報告は請願とは無関係のことを述べているのである。

なお、文書「請願の根拠および理由などの説明(参考)」では、社会全般の問題の一部として学校における男女混合名簿に言及しているが、報告では教育に重点を置いているにもかかわらず、男女混合名簿に触れるのを避けている。

ついでに述べると、「一人一人の個性の尊重」という表現が教育の場においてジェンダーフリー的に解釈されると、「自分らしさの尊重」と言い換えられて、典型や模範の否定を導く。

この請願事項は他の請願事項と同様、「請願の趣旨」に述べられている「条例の運用からのジェンダーフリー色の除去」を具体化するための措置の一つである。それを無視すれば、あるいは理解しなければ、請願は無意味になってしまう。また、報告も無意味になる。

ジェンダーフリーという考え方では、男女の区別の意識は後天的に作られるもので、女が妊娠・出産することを除けば、男女はまったく同じであるから、社会においてもまったく同じに待遇するべきだ、とする。だから、「男らしさ」「女らしさ」を否定する。しかし、これはほとんどない間違いである。男女は身体においても精神においても違うのである。こんなにも非科学的なジェンダーフリーが、なぜこうもはびこるのか、それが信じられない。思想というよりカルトだからなのかもしれない。

条例の運用がジェンダーフリーに傾くと、男女が同じに扱われ、必ず市民を不幸にする。そうならないように求めているのが、この請願事項である。

4-3 [請願事項 3]

家族と家庭を重視すること

(処理状況の報告)

市民生活が安全安心に営まれる上で、家族と家庭が重要な要素の一つであるとの認識の下、男女共同参画推進事業に取り組んで参ります。

(報告の検討)

請願には、「家族と家庭を重視すること」と書いてあるだけである。限定条件とは言えば、ここに書かれてはいないが、「ジェンダーフリー色を排除するうえで」ということだけである。ところが報告は請願の趣旨をまったく無視したうえで、請願で求めてもいない「市民生活が安全安心に営まれる上で」という条件を勝手につけている。そのため、報告は的外れなものになってしまっている。

ジェンダーフリーは個人至上主義の思想で、個人は束縛する家族や家庭から解放されるべきだとする。すると、社会の基本単位は個人でなければならない。ところが、我々の社会の基本単位は家族なのである。ジェンダーフリーが破壊的思想とされる所以である。なお、政府の第2次基本計画では、家庭が社会の基礎単位であることを確認し、社会の基礎単位が個人であるとする考え方を抑制すると明記している。

条例の前文の冒頭の文章に、「すべての人が個人として尊重され……」と書かれている。これは日本国憲法第13条の「すべて国民は、個人として尊重される。」を写したものとして、当然視されるべきなのだろうか。ところが、これをジェンダーフリー的に読めば、家族解体を正当化することになる。重ねて言うが、我々の社会は家族と家庭を基本単位とする社会である。家族を解体することは、社会革命である。松山市行政はこのことをよく認識し、家族と家庭を重視し、守るように努めるべきである。しかし、報告では「家族と家庭は重要な要素の一つ」であると認識している。「一つである」は「一つにすぎない」という意味でもある。どうやら報告者は、この請願事項を認めたくないようである。

4-4 [請願事項 4]

専業主婦の社会的貢献を評価し、支援すること。

(処理状況の報告)

家庭生活の中では、男女がお互いを尊重し、相互の協力とともに社会的支援を受けながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要と考えます。こうした中で、家族の話し合いにより、家庭生活を中心として子育て等に専念するという役割を選択し実践することも、当然尊重されるべきであると考えております。

(報告の検討)

世の中に「だまし絵」と呼ばれる絵がある。細部は正確に描かれているのに、全体が非現実的な絵のことである。その類の絵を眺めて

いると、たとえば、水が低所から高所へ流れていることにふと気づかされたりする。あるいは、鳥の群が左を向いていたはずなのに、見直すと右を向いていたりする。

男女共同参画の基本法や条例には、「だまし絵」になぞらえて言えば、ジェンダーフリー的運用を可能にするような「だまし文」が随所に散りばめられている。上の報告文も「だまし文」の一例といえよう。「だまし絵」は我々に興味と楽しさを与えてくれるが、「だまし文」は人をだまし、社会に害悪を流す。警戒が必要である。

報告文をそれだけ取り出して読めば、もっともらしく思えるかもしれない。家族内で決めることに行政が干渉しないという姿勢も、当然とはいえ評価できる。しかし、請願と読み較べてみると、この報告は核心を外していることがすぐ分かる。請願では「専業主婦の社会的貢献を評価すること」を求めているのに、報告はそれについては何も答えていない。なぜこんな見え透いたことをするのだろうか。

そればかりではない。だいいち、報告には主婦という言葉がない。それに対応する部分には、「家族の話し合いにより、家庭生活を中心として子育て等に専念するという役割を選択し実践することも、当然尊重されるべきである」と書かれている。これは主婦を本当に尊重する表現だろうか。そうではあるまい。「主婦もあるけど、家政夫だってあるよ」「専業主婦はチョイスのひとつにすぎません。否定はしませんかね」と言っているのかもしれない。まさしくジェンダーフリー的「だまし文」である。

断っておくが、請願は「家政夫」については何も述べていない。価値判断をしていないのである。

また、請願処理で「専業主婦の支援」の具体策を考えたとはとても思えない。条例第6条は家庭生活における活動と他の活動の両立について、また第20条はその支援について規定している。しかし、それらの条文は、主婦は眼中にないことを意味している。請願事項4がその不備を補うことをしっかり認識して、施策を進めてもらいたいものである。

文書「請願の根拠および理由などの説明（参考）」に記載されているが、専業主婦の社会的貢献を評価することの重要性を改めて述べておく。ジェンダーフリー思想では、主婦を家内奴隷とみなして家庭から解放するべきだと主張するが、それを助けているのが、主婦の仕事は社会とは無関係な家庭内の無価値な仕事だとして軽視しがちな風潮である。しかし、家庭を基本単位とする我々の社会では、家庭を安定に維持することは、秩序のある安定した社会を維持し、生産や商業などの活動を陰から支え、次世代を育成し、文化を先祖から子孫へ中継し、また創造するという多大な社会貢献をしているのである。この貢献をしっかり認識し評価することが重要であり、それがジェンダーフリー思想の抑制につながる。専業主婦には労働収入がないけれども、それをもって専業主婦を軽視することは大きな誤りである。日本の主婦は、ジェンダーフリー主義者が認識するような奴隷ではなく、一家の中心にあって責任をもって家の運営を差配しているのである。

家事は大変な仕事であり、片手間でできることではない。それなら家事は夫婦で分担して共に働くのが理想かもしれないが、現実はずしも甘くない。労働も家事も中途半端になって共倒れになる可能性が高い。我々は自由自在には生きられない。束縛の下にいろいろな選択をして生きている。主婦はそういう選択の結果である。

そのような理念的考察とは離れて、主婦がいない場合と現実との比較を考えてみてはどうだろうか。たとえば、ウィークデーの昼の商店街はどうであろうか。一度想像してみるとよい。物事は広い視野をもって見なければならぬ。

最近結婚しない男女が増えているが、主婦という選択が減ったことが大きい原因であろう。それは少子化の原因でもある。男女共同参画の推進と少子化対策の両立はむずかしからう。行政は悩ましかろうと察する。40歳代の未婚の男女を待つ30年後の未来も心配である。

4-5 「請願事項5」

子どもを健全に育成する上で乳幼児期に母親の役割が重要であることに配慮すること。

（処理状況の報告）

子どもを健全に育成するために、妊娠・出産・育児における支援や安心して出産できる病院の整備、また妊産婦・乳幼児に対する適切な医療サービスの提供などが必要と考えておりますので、関係団体と連携しながら諸施策を進めて参ります。

（報告の検討）

残念ながら、この請願事項もまともに理解されたとは思えない。またしても、そっぽを向いた報告である。報告では医療サービスの整備・提供を力説しているが、請願で求めているのは、「子供の健全育成における母親の役割の重要性の認識」なのである。本当に国語力がないのか、それとも知らばれているのか。実に腹立たしい。

行政が主として係わるのは施設や設備およびその運用体制の計画や整備、運営であることは承知している。市の職員の「意識」に立ち入ってほしくないと言いたいかもしれない。しかし、その仕事に従事する職員の認識と意識によって結果が異なってくる。また、市民の理解を求めるために市民に呼びかけることもある。だからこそ、この請願事項があるのである。

子育ては大問題である。それだけに議論は多く、また多様である。とはいえ、子育てが「日本人が命をつないでいく」ことに直結する最も基本的な問題であるという認識を否定する人はいないであろう。ヒトという生きものがなぜ生きるかを突き詰めていけば、次の世代を残して命をつなぐことに行き着くであろう。その観点から改めて考えれば、我々が最も優先すべきことは、健全な子供を育て、未来のために健全な社会を残すことである。

簡単に言い換えると、子育ては親の都合に優先するということである。親自らの自由や平等などの権利の行使や能力の発揮、欲望の充足は、子育てとの折り合いがついた後で考えるべきであろう。ジェンダーフリー的思考ではこれを逆転させているが、それは自然法則に逆らうことであり、日本社会を破滅に導くことになるだろう。とにかく、子育ては、親の都合を封印し、真に子供のためにしなければならない。

食べ物と時を過ごす場所を与えるだけでは、子供は健全に育たない。最近の小児医学では、乳幼児期においては、そして特に3歳以下では、母親の話しかけやスキンシップが非常に重要であるとの見方が定説になっているという。これは、昔の日本の子育ての再評価でもある。

このような知識を妊婦に伝える必要があるし、育児の重要性にもっと関心を持たせる教育も必要である。さらに、単に託児所をふやすだけでは子育ての問題は解決されないということを、市民に理解してもらう必要もある。松山市職員の認識と意識が問われる所以であ

る。子育て行政は、母子をできるだけ隔離しないことを基本とするべきである。

4-6 【請願事項6】

性教育は社会の良識に配慮し、子どもの発達段階に応じて行うこと

(処理状況の報告)

学校における性教育及び指導講演については、学習指導要領等にとり、今後も児童・生徒の発達段階を踏まえ、適切に行って参ります。

(報告の検討)

この請願項目は、全国的に過激な性教育すなわちジェンダーフリー性教育の事例が頻発していることを憂慮して設けたものである。性教育が児童・生徒の発達段階を踏まえて行われるべきことは、現在でも謳われている。しかしそれでも、過激な性教育は止まない。自民党のプロジェクトチームが平成17年に結果を発表した調査で、多くの異様な事例が発覚している。

この請願項目の前半の「社会の良識に配慮し」の意図は、性教育の暴走に二重に歯止めをかけることにある。しかし、報告はそれに関心を示さない。「適切に行う」とは言うものの、誰がどのような基準で「適切」と判断するかは不明である。その点、「社会の良識に配慮して」の方が明確である。教育関係者にとっては外部からの干渉に思えて不快であろうが、「性の自主決定」と称して援助交際を助長するようなジェンダーフリー性教育の余地を与えている現状を思えば、自らを律する意味でも受け入れるべきであろう。

報告では、性教育は「学習指導要領等にとり」行うとしている。「等」とは何だろうか。文部省作成の指針「学校における性教育の考え方、進め方」(1999年)および愛媛県教育委員会作成の指針「すべての教職員が取り組む性教育指導マニュアル」(2007年)のことであろう。しかし、これらの指針を学習指導要領と一括りにするのは適当でない。なぜなら、学習指導要領では性教育は小学4年生から年2時間を目安とすることになっていたが、これらの指針は幼稚園まで含めてしまったからである。それが、幼児に対して人形を用いた性交指導が行われるような異常な事態を招いたのである。

また、文部省の指針では、全体計画の作成方法として「各教科、道徳、特別活動における指導内容のうち、性教育と関連する事柄は、性教育として発展的に取り扱えるようにする」と記されている。ここにある「発展的に取り扱えるようにする」という文言が学習指導要領を逸脱した過激な性教育の温床になっていたという。この説明だけでは理解がむずかしいが、要は、「各教科、道徳、特別活動における指導が性教育の下に統合された」ということである。文部省の指針に追随している(それは当然でもあるが)愛媛県教育委員会の指針を読めば分かるが、人格教育の一部であるはずの性教育が、人格教育の上に位置づけられてしまったということである。

文部省指針は、上述のように性教育の低年齢化と過激化を招いた原因になったので、大幅な刷新作業が行われているとのことである。したがって、報告文中の「等」は除くべきであろう。

4-7 【請願事項7】

数値目標は現実的に策定し、長期的視野に立って達成すること

(処理状況の報告)

松山市男女共同参画推進条例の目的を実現するため、基本計画を策定し、この計画の中で数値目標や期間を定めております。現在の目標を達成できるよう適切に進行管理を行って参ります。

(報告の検討)

「請願の根拠および理由などの説明(参考)」には、「現実に反した無理な目標は社会を混乱させる」と書いてあるだけである。しかし、この文章は、数値目標に関する様々な深刻な危惧の核心を表現している。「現在の目標をそのまま達成」してよいなら、こんな内容の請願はしないし、またこんな請願の理由も挙げない。現在の基本計画が本当に現実的か、見直しを求めているのに、計画通りやりますという報告では話にならない。

基本計画には、男女をまったく同じに扱えというジェンダーフリー的机上の空論の影響が強く現れていると言えよう。しかし、現実の社会のすべての分野において条例でそれを強制することは、社会に大混乱を生じさせ、市民を不幸に陥れる。ソ連成立後にレーニンがジェンダーフリーの実験を行って大失敗した過去に学ばなければならない。目標を立てる際には現実社会と未来社会に及ぼす影響をしっかりと予測し、実施に際しては結果を見ながら徐々に進めるべきである。男女共同参画は結果の平等を保障するものではないという政府見解にも留意しなければならない。

学校に対する男女混合名簿の採用の強制は本当に必要なのか。また、本当によいことなのか。女の年齢別労働力のM字分布は、社会のあり方から考えて本当に望ましくないのか。力仕事が主の農林漁業において女の発言権が男並みになることは、現実的に本当によいことなのか。それに加えて、家族経営協定などの導入を推進することは、生活様式への要らざる干渉ではないのか。税金を投入して環境を整えたとしても、そっぽを向かれるのが落ちではないか。それでは税金の無駄遣いである。

基本計画では市の管理監督者への女の登用の促進も唱えているが、候補者の乏しさという現実を踏まえると、さすがに数値目標は掲げられなかったようである。審議会等の委員は男女いずれか一方が4割を超えないことを目指すことになっているが、人材が不足すれば掛け持ちと重任が横行するだろう。条例に基づいて男女共同参画会議が設置されているはずであるが、その前身があったであろう。これらの歴代委員の全リストを見たいものである。審議会等を設けて行政を推進するいわゆる審議会行政の最大の問題は、委員の選定にある。

基本計画では、人権啓発推進員数を平成16年度の250人から平成22年までに850人に増員するのだという。推進員は何を推進するのか、知りたいものである。「人権」がジェンダーフリーの意味なら、とんでもないことだから。なお、DVは人権の問題というより、法律と人倫の視点から見るべき問題であろう。

結果の男女同等を推進するなら、看護師も男女同数を目指さなければならないが、本気でそう考えているのか。報告では、家庭の事情による主婦という選択を尊重すると述べている。しかしその一方で、ならば家政夫を主婦と同数に増やそうと言いつつも、仮想には違いないが、そういうことがどれだけ社会を混乱させるか、言い出す前には熟慮してもらいたいものである。

4-8 [請願事項8]

教育においては上記の全項に配慮するほか、規範意識と公共の精神の醸成にも努めること

(処理状況の報告)

児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な教育活動を行い、教育の様々な場において、男女が互いに尊重し、協力しあうことの大切さなどを指導し、等しく個性と能力が発揮できる男女共同参画の視点に立った教育を推進するほか、規範意識と公共の精神の醸成にも努めてまいります。

(報告の検討)

報告文の前半は、教育における男女共同参画の趣旨を述べている。しかし、請願では、男女共同参画教育がジェンダーフリーに傾かないために、「伝統と文化を尊重し、男女の違いに配慮し、家族と家庭と母親の役割の大切さを認識させ、主婦をことさらに軽蔑しない」教育を求めたのである。報告では肝腎なことを避けている。

ところで、報告文中に「等しく個性と能力が発揮できる」と書かれているが、「等しく」とはどのような意味であろうか。「男女そろって」とか「男女ともに」と軽く解釈してよいのだろうか。

しかし、「等しく」と書いてあるのだから、厳密に「等しく」とも読めるのである。そうだとすれば、「等しく」とは、個性や能力を発揮した結果を等しくするというのであろうか。それとも、発揮する機会を等しく保障するというのであろうか。どちらにせよ、そんなことが可能であろうか。個性は一人一人違うからこそ個性である。また、能力が一人一人違うことは言をまたない。個性と能力の多様さを考えれば考えるほど、機会にせよ結果にせよ、保障できる「等しさ」の像そのものが描けなくなる。

「男女そろって」とか「男女ともに」と平易に書けばよいところに、わざわざ「等しく」と難解な麗句を置いたのには意図があるのではないかと思えない。その意図は詮索するまでもない。問題の語句をジェンダーフリー的「だまし文」とみなせば、解釈は容易である。つまり、女も男も同じだと教育すると言っているのである。

松山市男女共同参画基本計画は、何を不適切な固定的役割分担としたかは明らかにせず、あらゆる男女の役割分担を「性別による固定的役割分担」とみなすことを当然であるかのように取り扱っている。ただし、教育の分野においてのみ、その言葉が出てくる。市民福祉委員会で参考人は次のように述べている。

「60ページに、こういう記述があります。

『児童は「合奏・合唱の伴奏係」として「女子がよい」を5割前後があげるなど、性別による固定的な役割分担意識が現れています』

これは非常識を通り越して妄想ではありませんか。児童は、ピアノが上手な子には女の子が多いという事実を述べているに過ぎません。」

また、続いて

「その記述に続いて

『クラスでの女子・男子の扱いの違いとして「厳しく注意されたりしかられたりする」は「男子の方が多い」が6割を超えるなど、教師によっては、児童の性別で対応が異なるという傾向が見受けられます』

と書かれています。私は、児童の性格を把握して対応を変えるのは当然だと思いますが、皆さん、どう思われますか。」

と述べている。

これだけ厳しい具体的な指摘がなされているのに、報告では何の言及もない。怠慢である。

4-9 [請願事項9]

表現の自由および思想信条の自由を侵さないこと

(処理状況の報告)

表現の自由および思想信条の自由は、憲法で国民に保障された権利であり、今後も尊重し擁護して参ります。

(報告の検討)

請願は一般論を述べているのではない。

池本俊英議員は本会議の討論でこの請願事項に触れ、「第9項「表現の自由及び思想信条の自由を侵さないこと」は、懸念がある条例第15条の運用に慎重であるべきことを求めたものであります」と述べている。

条例第15条には、

「何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、ジェンダー、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画を妨げるような表現を行わないよう努めなければならない。」

と規定されている。この条の問題は

「男女共同参画を妨げるような表現を行わない」

の部分にある。まるで「お前たちの請願は許さないぞ」と凄まじい感じがする。まさしく言論封殺であり、憲法違反である。

DVは犯罪であるから、当然それを助長する表現は行わないように努めなければならない。しかし、「その他男女共同参画を妨げるような表現」とは一体何か？また、家内、奥さん、ご主人などの言葉をつかったために、ジェンダーを助長したとして批判された場合、批判者を正当化するのか？この第15条は、文字狩りや言葉狩り、お伽話・童話狩り、桃の節句や端午の節句などの伝統行事や男らしさ

と女らしさの否定など、伝統文化の否定を正当化する根拠にされているのではないかと、我々が警戒しなければならないのは、男女共同参画に潜むこのような全体主義的傾向である。

具体的な問題提起には具体的に答えよ。せめて「第15条は慎重に運用します。また、この条を根拠にした伝統文化の否定を正当化することはありません」くらいのことは書くべきである。

4-10 [請願事項10]

松山市はジェンダー学あるいは女性学の学習あるいは研究を奨励しないこと

(処理状況の報告)

男女共同参画社会の実現を図るためには、これまでの歴史や文化等を正確に理解することが必要であり、各種施策を推進するための必要な調査や研究を行って参りたいと考えております。

(報告の検討)

報告文では「必要な調査や研究を続ける」となっているが、それを行う主体は行政である。しかし、請願は「ジェンダー学」あるいは「女性学」を指定して、「行政が市民に対して奨励しない」ことを求めているのである。学習や研究の主体は市民であるから、報告は的外れである。

請願の内容が具体的なものであるから、もっと具体的な報告が必要である。たとえば、請願採択前の点検を行って、請願採択後のコムズの図書購入がジェンダー学に偏らないように注意を払ったのか。偏向が続いているなら、図書費の削減は検討したのか。

なお、「必要な調査や研究を行って参りたい」は「従来どおり続ける」とも読める。「だまし文」にならないために、続いて「ただし、特定の思想の学習あるいは研究は奨励しません」と付け加えるべきであろう。

また、「これまでの歴史や文化等を正確に理解することが必要である」とも書かれている。男女共同参画すなわち男女パートナーシップの条例を運用するのに必要な「歴史や文化等」とはどのようなものか。それはジェンダーだと暗に言っているのか。この報告文も「だまし文」と断定せざるをえない。

「ジェンダー学」の正体を把握してもらうために、昨年5月に松山大学で開催された関西社会学会のテーマセッションの様様に再び言及する。そのテーマは「ジェンダー学の意義と可能性——松山市議会でのジェンダー学バッシングから考える」であった。テーマ名から推察できるが、このセッションは、学会の形を取っていても学術的討論の場ではなく、実質的にはフェミニスト（女性解放主義者）を自認する人たちの集会であった。あるパネリストは、松山市議会は「ジェンダー学を禁止し、一学問分野をまるごと否定した」と誇大に報告し、別のパネリストは「ジェンダー学を学問の自由の下に相対化した」と発言した。2人の言い分は矛盾するが、どちらも同じく、松山市議会がジェンダー学をバッシングしたと非難した。

請願は「ジェンダー学を奨励しないこと」を求めたのであり、「奨励しない」は「禁止する」とは異なるから、前のパネリストの報告はデマである。「学問の自由の下に相対化する」は「奨励しない」とほぼ同じ意味であるから、後のパネリストの請願の理解は正しい。しかし、「松山市議会がバッシングした」と主張している点では、どちらも間違っている。後のパネリストは、「ジェンダー学を学問の自由の上に置き」すなわち「特別扱いせよ」と主張しているのである。ただし、この主張は思想統制の恐れがあるので、受け容れられない。

このように、フェミニストのジェンダー学への執着ぶりは大変なものである。つまり、ジェンダー学はフェミニズム論なのだから、看板を書き直すほうが自他ともに分かりやすい。そして、フェミニズム論であれば、特別扱いは好ましくないと納得できるはずである。

松山市のことではないが、愛媛県男女共同参画課が「えひめ男女共同参画メール」を方々へ送ってジェンダー学を宣伝している。伝統文化や生活習慣における男女の区別や役割分担を数え上げて、差別だ差別だと騒ぎ立てるのだが、男女の区別や役割分担が何でも悪であるという「固定」観念からそろそろ「解放」されてもよい頃である。県民を欺くのはやめて、ジェンダー学の本質、すなわちジェンダー学はフェミニズム論だということを広報するべきであろう。

4-11 [請願事項11]

性別による固定的役割分担意識およびそれに基づく社会習慣を認定した場合には、その認定について松山市議会に報告すること

(処理状況の報告)

条例の目的に沿って必要な施策を行うほか、同条例第29条に規定する、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められるものに対して苦情や意見があった場合には、同条例施行規則第3条に基き、必要な調査等を行い、処理結果について、申出者に速やかに通知するなど適切に処理し、可能な限り今後の施策に生かして参りたいと考えております。

(報告の検討)

議会を侮辱しているとは思えない。よくもこんな白々しい報告が出せるものである。市議会で採択された請願を苦情扱いし、しかも請願事項とまったく無関係のことを答えている。請願では、松山市行政が条例運用において何を固定的役割分担と認定したか、市議会に報告することを求めているのである。冗長な説明は要しない。きわめて具体的な要求なのであるから、認定事項を列挙するだけで足りる。

請願に対して一顧もしていないのであるから、「請願採択は無視します。何も変える気はありません」と答えているのと同じである。

5. あとがき

概括的に言えば、まず、請願の本旨が条例運用におけるジェンダーフリー色の除去であることに理解が欠如している。というより、「請願の趣旨」に知らぬ振りを装って無視しようとしているのかもしれない。何しろ報告には「ジェンダーフリー」という言葉がまったく出てこないし、過去のジェンダーフリー的運用を点検して正した形跡がまったくない。

請願の趣旨の無理解あるいは無視の結果、請願事項の理解が不十分である。そのための外れの回答が多く、内容に具体性が欠ける。一読して請願とはまったく無関係と分かる回答でさえいくつもあり、採択された請願を苦情扱いしているところさえある。さらに、具体的な回答を求める請願に対して抽象的に答えたり、請願事項の文章の一部を無視したりしている。報告文中には、ジェンダーフリー色がついていると疑われる表現もある。

要するに、しっかり点検したうえで今までの運用に問題がなかったときっぱり主張するのもなく、次の「基本計画」を策定する際に請願採択に配慮するという意志を表明しているのでもない。これで、「請願処理状況の報告」と言えるだろうか。